

全建労発第53号
令和8年2月12日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔 公 印 省 略 〕

「特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン」の改訂について
(周知依頼)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国土交通省より、別添のとおり「特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン」の改訂について周知の依頼がありました。

今回の改訂では、特定技能外国人を含め、建設業において外国人材の活用が増加している現状を踏まえ、元請企業が請け負った建設工事に関し、下請企業に対して適正な契約の締結、施工体制の確立、雇用・労働条件の改善及び福祉の充実等に加えて、公衆災害の防止や就労制度の遵守、地域との良好な関係の構築など、地域に信頼される建設業としての行動等についても、指導・助言等を行う役割と責任を有することが示されております。

あわせて、こうした元請企業の役割と責任についての考え方は、特定技能外国人に限らず、建設工事において外国人材を活用する場合全般に該当するものであることが明確化されており、下請企業に対する指導・助言等を行うよう努める必要があることが示されております。

つきましては、貴協会におかれましても、本通知の趣旨をご理解いただき、会員企業に対し周知を図っていただくとともに、関係する取組の推進についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 吉田)